

令和2年度 第1回磐田市介護保険運営協議会 会議録

開催日時 : 令和2年7月9日(木) 午後1時30分～3時30分
場 所 : iプラザ2階 ふれあい交流室1・2
出席者 : 委員14名 欠席 2名
傍聴者 : なし

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員委嘱
4. 会長及び副会長選出
5. 議事
 - (1) 地域支援事業の実績について(資料1-1、資料1-2)
 - (2) 令和元年度地域包括支援センター実績報告について(資料2)
令和2年度地域包括支援センター事業計画について(資料3)
 - (3) 第8期介護保険事業計画策定について(資料4)
 - (4) 第7期介護保険事業計画に係る事業者選定について
 - (5) 地域包括支援センター介護予防一部委託について(資料5)
6. その他
7. 開会

事務局：ただいまから、磐田市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、新任の委員さんもいらっしゃいますので、改めて、この協議会の趣旨や役割について、御説明をさせていただきます。

この協議会は、市の行う高齢者保健福祉事業や介護保険事業を中心に、高齢者を取り巻く様々な事柄に関しまして、市民の皆様や民間事業者の皆様の協力をいただきながら、よりよい施策を推進するために、各方面の代表の方や市民の代表の方から御意見を伺う場とするために設けているものです。それぞれの日頃の活動の中から、市全般に関わる御意見をいただくことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状の交付)

では、健康福祉部長から挨拶を申し上げます。

健康福祉部長：皆さん、改めましてこんにちは。

磐田市健康福祉部長です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、本当に大変忙しい中、それから、梅雨の末期で連日雨が続けておりますが、お足元の悪い中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

先ほど課長の話の中にもございましたが、委員の皆様方の中には、継続して委員さんに御就任いただいた方も多くいらっしゃるわけですが、本日、新たな体制での第1回目の協議会ということになります。よろしくお願いいたします。

就任いただいて早々の話にはなりますが、大きなところといたしまして、介護保険事業と高齢者福祉施策の一体的な、総合的な推進を図るために、高齢者保険福祉計画並びに介護保険事業計画の改定につきまして、今後、皆さんに御審議いただくところがまず大きな審議内容にはなってしまうかな

と思っています。

本年度の高齢者施策の新たな本市の取組みといたしましては、補聴器の購入助成事業でありますとか認知症などを対象といたしました個人賠償責任保険事業を本年度から開始したところでございます。今後も高齢者の皆さんが、住み慣れた地域、自宅で、できる限り自立した生活を送ることができるような取組みに努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後もそれぞれのお立場の中で忌憚のない御意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(自己紹介)

事務局：それでは、議事に入ります。

会長：まず、初めに、議事1について、事務局から御説明をいただきまして、その後、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

事務局：事前に配付させていただいた資料、今日皆さん、お持ちでよろしいですか。大丈夫ですかね。では、そちらのほうの資料の1-1、1-2について、私のほうから説明させていただきたいと思います。令和元年度の地域支援事業の実績ということで、資料1-1からです。

一般介護予防のほうにつきましては、一般介護予防の普及啓発ということで、いきいき百歳体操、皆さんも既にいろいろなところで聞いたことがあるかなと思いますけれども、市内で103の団体が開会してくれております。約1,800人ぐらいが参加しているというような状態です。

そのほかに、地域活動の支援事業ということで、ここに助成団体183と書いてありますけれども、これは社会福祉協議会の協力によって実施しています高齢者のサロンの件数、団体数ということになっています。自治会単位でやっていたりとか地区単位でやっていたりということで、地域の皆さんが参加して取り組んでいるこの事業の1つになります。

このコロナの影響で、本年度に入ってから、なかなか開催できていないところが多くありますけれども、7月ぐらいから、また徐々に開催できるようになってきているということで、今、話を聞いているところです。

その次にありますのが生活支援体制整備事業ということで、先ほど社協の守谷さんのほうからも話がありましたけれども、生活支援コーディネーターということで、第1層ということで、市内全域を見てもらう、第2層というのは、地域ごとを見ていくコーディネーターを配置して進めているところです。

このほかに社会参加促進講座ということで、こちらも社協と一緒に連携しながら、地域で社会参加に加わっていく人たちの養成するというようなことで、豊田東交流センター、岩田交流センターで、令和元年度、開催することができました。

続きまして、認知症の総合支援事業ということで、認知症フォーラムを地域ごとに開催しております。包括支援センターを中心に、医療機関先生方や地区の社会福祉協議会などと協力しながら開催をしています。

そして、その次にあるのが認知症の事前登録ということで、見守りオレンジシールを配布するというものです。3月末の時点で156人が登録してくれておりました。その後、4月から、損害賠償の保険制度がスタートするというので、このルールについて、保険の対象になる方を、基本的に在宅で暮らしている方を対象ということで絞っていきますと、約80の方が該当になっておまして、その方たちを対象に、今、保険に加入している状態です。

認知症のため、家に帰れなくなってしまったというような方たちを探すために、この見守りオレンジシールの配布を行っているのですが、そういった方たちが、例えば、何年か前にあった事例で、「線路

に入ってしまった電車を止めてしまった」という時に、その人に責任が行ってしまう。家族の人に高額
の請求が来るという裁判があって、最終的には無罪というような形に家族の方たちになったのですけれど
も、損害を賠償しなきゃいけないときに、市でこの保険に入っていることによって、安心して外に出や
すくなるというようなことにつながるかなど。地域で暮らしていく一助になるということでスタートさ
せたものです。

続きまして、これも認知症の關係の認知症初期集中支援制度ということで、昨年度、2件の認知症へ
の対応を進めたところでは。

裏面のほうへ行きますと、在宅医療・介護連携推進事業ということが書いてあります。2つ目にあり
ます在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討ということで、専門職の皆さんに集まってもらう
推進協議会というのを去年、2回開催させていただきました。協議会の内容をより具体的に検討する検
討部会というものも設置して3回開催。より多くの人たちに意見を聞きたいということで、多職種の皆
さんが集まり、85人参加してグループワークを行いました。

その内容としましては、高齢者の方が、最期が近づいていく中で、まだ元気うちに、将来自分はう
ちで最期を迎えたいのか、例えば、それとも施設の中で見守りがついていて、しっかりと介護をしても
らいながら最期を迎えたいとか、色々な思いが皆さんあると思いますので、事前にご本人がどうしたい
のか、家族はどうしたいのかを、どういった形で家族とご本人が共有しておくといいかというような話
をしたりとか、救急医療情報キットということで、救急隊員が駆けつけたときに心肺蘇生をするだとか、
病院に運ばれてから、延命の治療をどこまでやるかとか、そういったよう關係の対応について協議をし
たところでは。

その他としましたら、地域への普及啓発ということで、在宅医療の看取りに関することにつきまして、
包括支援センターのほうで、地域の中で普及啓発の講座であったりとかを昨年度は14回、開催してもら
うことができました。

その下のほうへ行きますと、家族介護、自立支援事業ということで、認知症サポーターの養成講座を
昨年も開催しました。昨年は年間で28回です。

それこそ、こちらのほうも年間通じてやっているところではございますけれども、今年は、まだコロナの影響で
なかなか開催できないというのが現状ですので、少しでも早く開催できるような環境になればと思っ
ているところです。

あと、この下の紙おむつの購入費助成とか介護相談員の派遣、食の自立支援事業ということで、お弁
当を配ったり安否確認する事業、あとは、緊急通報システムによる相談事業等を1年間実施してきたと
ころでございます。

2枚目の資料1-2のほうにつきましては、地域支援事業の実績ということで、介護予防・日常生活
支援総合事業を取り組んでまいります。

こちらのほうの、通常総合事業というような言い方をしているんですけども、こちらのほうは、平
成29年度から始まったもので、介護予防、要支援1とか要支援2、あとは、基本チェックリストの25項
目の中で、体の何らかの支援が必要だとかをチェックして、対象となる人に、市が考える必要なサー
ビスを提供していくというような、平成29年度から新たに始まった事業です。

こちらのほうの対象者の推移というのが、この1番のところに書いてある数字になります。令和元
年度におきましては、今言った要支援1・2の人たちが1,195人、総合事業対象者ということで、真ん
中よりちょっと右側にある、チェックリストですね、今言った、対象となった人が290人ということで、
7,212人を対象に事業を実施してきたところでは。

その下にあるのが平成30年度と令和元年度の比較となっています。全体的にはやや増加しているような状態ですが、どのような内容のことをやっているのかというと、ここに書いてあるような、5項目になるのですけれども、今日お配りさせてもらった、「みんなのあんしん介護保険」という、こちらの冊子のほうがお手元に行っているかと思うのですけれども、18ページにこちらの内容が載っています。

訪問型のサービスと通所型のサービスということで、両方一番上に載っているのが、平成29年度以前からやっていた訪問とか通所のサービス。

2段目に書いてあるのが、これを少し緩和ということで、より簡単に使えるような内容のサービスを提供するというものになります。

いきいきトレーニングというのが、3カ月の短い期間で機能を回復して、介護とか支援が必要ない状態に戻っていきましようというサービスになっています。こういったようなサービスを1年間通じて提供してきました。

それこそ、介護保険のサービスをずっと使い続けるのではなくて、少しでも元気になって、本来の状態になってもらいたいという思いがある中で、この短期集中予防サービスのほうを力を入れて頑張っていきたいところなんですけれども、残念ながら、今、平成30年度と元年度と比べると、人数が減ってきております。もっと数を増やして、より元気になってもらえる人を増やしていきたいと考えているところです。実績としましては、一応このような形になっております。

会 長：御説明、ありがとうございます。それでは、皆様方のほうから、ただいまの御説明に関しまして質問等がありましたら、挙手のほうをお願いいたします。

委 員：資料の1-2の2番、訪問通所型の件数、平成30年度、令和元年度で比較になっておりまして、訪問介護サービス等々、件数（件）というのは人数ということでよろしいのでしょうか。

事 務 局：人数で、1人の人が毎月使っていれば12というカウントになっていく。すみません。また後で御説明させていただきます。

会 長：では、その間に、ほかに。はい、お願いします。

委 員：ケアマネジャーです。資料1-1で御説明いただきました認知症高齢者等の事前登録の中で賠償保険の話出ましたが、在宅の人対象で、この賠償保険が対象になるということで、鉄道事故の例も今、説明ありましたが、この鉄道事故って、非常に大きな事故で私も覚えているんですけれども、家族、奥さんが介護状態で認知症であった。しかも、たしか県外から月1回通って介護していた息子さん、その家族にまで第1審と第2審で有罪が出てしまったと。それですごくびっくりして、ケアマネジャーにも、注意義務とか保護義務、そういったものが及ぶんじゃないかというような、結構インパクトの強い事故だったんです。無罪にはなりましたけれども。

これ、賠償保険って、家族にそういう瑕疵とか過失があるなしにかかわらず、全額払われるもの、もしくは、やはり家族なりに負担も少なからずあって払われるものなのかということってどうなのでしょう。

事 務 局：まだ全国でも実際にこの保険が適用されたというのは、今回契約した保険屋さんとか話ししている中で、大きなものというのではないようです。その中で、恐らく、今、お話あったように、例えば、線路に入ってしまったって事故になった。そのときに、家族はもしかすると見守りできたかもしれないというようなものもきっと出てくるかと思えますけれども、それに対しても、この保険の中で対応するというような形の保険契約を今しているところです。

金額につきましては、上限を1事故に対して1億円ということでやっております。大府のときのやつは、1,000万円まではいかなかったのかな、たしか。けが人とかも出なかったし、ダイヤが遅れたとか、

そういったようなことで、よっぽどのがなければ、家族に負担かけずに保険適用できるかなというふうに考えています。

副会長：教えてください。

在宅等の場合には対象になりますよという話で、今、お話を聞きながら、例えば、1日とか2日、デイサービスに行っていて、このデイサービスのところから出て、そういう加害行為をした場合と、それから、うちで、今日は診る日じゃないよと。うちも実は、うちのところも鉄道が通っているものですから、そういうところで万が一、他の事故であったときに、そういう区別というのはあるんですか。ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局：基本的には在宅で暮らしている方が対象です。特別養護老人ホーム、グループホームなど入所施設では、損害賠償保険に入っていらっしゃるところも多いものですから、そういうところは除きますけれども、うちから通ってサービスを利用しに行くような方に関しては、デイサービスへ行った先で何か起こしてしまったというのは、対象と考えています。

副会長：じゃあ当然、今日はこちらにいる日だから、うちから出たというのは、もう当然入るわけですね。

事務局：そうですね。在宅の方で、デイサービスに行っているときに何かあった場合は、対象となります。

極端な話、例えば、認知症の方が1人でうちにいました。外出したじゃないけども、誰かお客さんが来て、口論になって、けがをさせてしまったとか、相手のものをなくしてしまったとかというようなことも想定はしているところです。そういったようなものもカバーできるようにということで、契約の保険会社と話し合っております。

会長：様々な御質問ありがとうございます。

冒頭で御質問のありました件数のことに関しまして、いかがでしたでしょうか。

事務局：すみません。年間のサービス利用の人数になりますので、月当たりでいくと170人、170件ぐらいの利用というような数字になってくるところです。

会長：ほかに御質問がないようでしたら、2番の議事に移りたいと思いますので、2について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

事務局：令和元年度地域包括支援センターの実績について、報告のほうをさせていただきます。資料2となります。

資料2-1、令和元年度地域包括支援センター運営に係る実績です。

資料2-1が運営に係る実績（行政分）としてあります。

市の役割としまして、包括の運営体制の整備や支援、総合相談業務の支援、権利擁護業務に関する周知・啓発、介護予防ケアマネジメントの推進等を担いまして、地域包括支援センターの機能強化の支援も行ってきました。

総合相談支援業務では、昨年度から福祉課生活相談グループに総合相談を担当する部署を配置しまして、相談に対する助言や支援を行って来ました。後で事業実績のところでも報告のほうをさせていただきますけれども、相談件数が毎年増えてきてまして、課題も複雑化する中、また、単純にサービスにつながりだけでは解決しないケースに対して、トータルでマネジメントをして、スピーディーに支援の方向性を出していく、その判断も早くしていくということの課題もまだまだありますけれども、高齢者だけではなくて、障害者や生活困窮者に対して、1つの部署で対応するところができただけの効果も大きいというように考えております。

昨年度最後の3月に行いました介護保険運営協議会でも少し話も出ましたが、地域共生社会という大きな考え方のもとで、行政内での連携ですとか体制についても引き続き検討が必要だなというふ

うに考えております。

資料2-1の裏になります。

【3】社会保障の充実分についてですが、昨年度の仕様書で地域ケア会議の実施回数や認知症と在宅医療・介護連携に関する普及啓発事業は、中学校区単位での開催回数を目安として仕様書にできましたので、その開催の支援といったところに行ってきました。

ただ、ここは、昨年度実施をしていく中で、この普及啓発という目的は同じであっても、その手段ですとか方法というのは地域によって違ってよいのではないかということを実施していく中で感じまして、今年度は認知症や在宅医療と介護連携に関する啓発は包括ごとにやり方を検討するというように変更をしました。

また、平成30年度に包括の委託法人の選定と地域包括支援センターの職員の配置について見直しをしまして、令和元年度からは城山・向陽包括支援センターは常勤4名から5名へ、中部包括と豊田包括は常勤4.5名から5名に増員をしました。残りの4包括は、常勤3名ということで、変わりはありません。高齢者人口の増加、高齢者人口の数によって、常勤の数を増やしたところが、この3つの包括になります。

実際に増やしたところの包括の城山・向陽、中部、豊田の3包括につきましては、人員が増えたことによる効果等、実際のところをセンター長から報告のほうをさせていただければと思います。

事務局：まず、城山・向陽包括支援センターから報告させていただきます。

増員についてです。今、説明があったように、相談の傾向は、1つの相談の長期化が成年後見制度、権利擁護の絡む内容が増えています。社会福祉士が増え、3人体制になったことで分担もでき、相談の充実が図られていると思われます。また、医療・福祉・介護の相談という地域包括支援センターの一番のメリットなんですけれども、そこで訪問や来所時に複数の職員が1つの相談に対応ができ、いろいろな視点から総合相談対応ができていると思っています。

効果として、そういったことが挙げられます。よろしくをお願いします。

事務局：中部地域包括です。

私どものほうも、城山・向陽と同じように、やはり年々、権利擁護、成年後見制度の相談が非常に多くなっています。そのため、社会福祉士を増員いたしました。この増員により、緊急対応や困難事例の対応訪問等も複数で行うことが可能になり、職員の業務負担や精神的負担の軽減にもつながっております。また、地域活動においても、今までは中学校区ごとというような大まかな地区分担しかできておりませんでした。今後はエリアの地区社協単位、私どもの包括は6地区社協ございますが、それぞれの担当がいて、社協の地区担当者との連携を今まで以上に図っていきたいと考えています。

事務局：豊田地域包括支援センターです。

2包括と同様、世帯構成の縮小に伴う様々な生活の課題や虐待対応、成年後見制度の活用が必要な相談件数の増加があり、1人体制で行ってきた社会福祉士を増員しました。人員体制が強化されたことで、3つの効果を感じています。

1つ目としまして、総合件数が増加している中、相談内容も多岐にわたり、面談事項を要するケースが増えている傾向もあります。相談が重なってしまう場面も多くなっていますが、待たせる場面が少なく、職員が精神的なゆとりを持って相談対応ができるようになりました。これは、センターの総合相談対応の改善につながっています。

2つ目としまして、新規職員に対して、経験のある職員がサポートに就く体制を取りました。指導に当たった職員がケースについてメンバーに相談をしている場面が多く見られるようになりました。3職

種の意見を聞く機会が増えたことで、チームアプローチの重要性を改めて感じたと意見が聞かれました。

また、センターの相談援助の向上を図っていくことが課題であるとの提案があり、本年度の目標につながりました。これは、センター内のチーム力、実践力向上につながっています。

3つ目としまして、管理者がセンター全体の管理に意識を置く体制が取れるようになりました。職員からの個別ケースの相談から、得意、不得意の面をマネジメントし、援助が必要であると判断した場合、どのような支援体制や指導が必要であるか、考えるようにしています。

同時に、センターの運営状況を補完し、業務がスムーズに流れているか、固定の職員に業務が集中していないか等、センターのマネジメントを行っています。これは、センター内のリスクマネジメントも含めた業務遂行の強化につながっていると考えています。

事務局：センター長、ありがとうございました。

この増やした3包括は、中学校区2つ持っているエリアになります。増やしたのは、実際は社会福祉士を増やしたということで、ケース対応のところはもちろん、チームアプローチとしての効果もあるということ、それから、長期的な効果として、職員の育成といったところにもかかる、それから、センター長がセンター長の役割、時間を割くことができたといったところを効果として、今、お話をいただきました。ありがとうございました。

それでは、資料2-2、地域包括支援センターの事業実績の報告です。

1枚めくっていただきまして、令和元年度磐田市地域包括支援センター業務内容と書いてあるところです。

1の総合相談支援業務から、5、指定介護予防支援事業所、6、その他まで幅広い業務内容があります。地域包括支援センター一人一人の業務割合を、この1から6に振り分けて集計したものが、業務内容の割合のグラフになります。

このグラフを見ていただくと、最も多いのは総合相談の支援業務で39.2%となっています。今のセンター長の話の中からも、相談が増えている、そして、1件にかかる時間が増えているという話がありましたが、全体の4割がこの総合相談です。昨年度を見てみますと、昨年度は約3割でしたので、この1年でもこの相談が増えているなということを感じました。

その次としましては、権利擁護業務、包括的ケアマネジメントと続いております。先ほど話にもありましたが、この権利擁護の業務というのは、1件が質的に濃厚な関わりが多くて、他機関の連携も含め、業務量的に多くなっていると思います。

1、総合相談支援業務です。ここの総合相談受付件数は、包括全体で1万5,573件。前年よりも1,658件増えています。相談件数の推移を見ますと、受付件数では、平成25年度には7,848件であり、この6年で受け付けする相談件数が約2倍となっております。

この下のセンター別相談内容別対応件数の延べ人数というのを見ますと、虐待、消費者被害に関する相談、介護予防・特定高齢者の相談件数が伸びてきています。

次に、権利擁護業務についてです。

困難事例の対応状況の表を見ていただきますと、④令和元年度新たに発生した困難事例は65件。その下、高齢者の虐待対応状況の表⑤今年度新たに虐待として通報を受けた件数は37件になります。対応については、地域包括支援センターだけではなくて、地域や民生委員さん、ケアマネジャー、行政と連携をしながら方針を立てています。

事業対象者及び要支援者のケアプランの作成状況です。

年間でケアプランの作成は合計で1万3,733件、そのうちの約7割が委託となっております。この委

託率が4割という包括から9割というところまでありまして、居宅対応支援事業所の数と地域の実情によって差が生じているところです。

各地域包括支援センターの収支決算報告につきましては、資料のとおりとなります。

続いて、資料2-3、会議の開催状況についてです。

この会議の開催状況ですが、7包括の合同研修では、今まで地域包括支援センターは、それぞれ実施してきましたケアマネジメントの支援について、全体に向けた講義式のものは、3職種に分かれて7月から7包括で企画から実施をしてきました。そのほかは、包括ごとの主任ケアマネの会議ですとか個別のケース会議等が載っております。

続きまして、資料2-4です。個別の地域ケア会議、小地域ケア会議です。

個別の地域ケア会議全体で44件、小地域のケア会議は3件行われました。年度末は、予定されていた会議がコロナの影響を鑑み、中止したものもあります。また、昨年度、3月に行いました市の地域ケア会議でも検討をしましたが、本人や家族に障害が関係するケースですとか生活困窮など、課題が複雑に絡み合うケースの検討が多くありました。会議の機能としましても、介護と障害の連携といったところが出てきたのが、そこでの特徴かなというふうに感じております。

資料2-5、認知症地域支援推進事業。

資料2-6は、在宅医療・介護連携推進に関する会議や研修等になっています。

認知症フォーラムですとか認知症カフェ、在宅医療・介護連携に関する講演等を地区ごとに行いまして、市民への普及啓発といったところを実施してきました。

早速で申し訳ありませんでしたが、以上が実績の報告となります。

会長：それでは、皆様、御質問を承っていきたいと思います。では、副会長。

副会長：1点教えてください。

資料2-1の行政分のところの権利擁護業務の中にある成年後見制度関係の一番最初に市長の申立検討会議の設置というふうに書いてあるんですが、これについては、実際にどういう機能があって、どのくらいの頻度で開催されていてという内容的なことを教えていただきたいと思います。

事務局：昨年度、令和元年度から、この検討会議を設置したんですけれども、これまでは市長の申立の受付に当たっては、行政の担当者と、その支援をしている方、支援者との話があって、そこで判断が行われてというふうな、個人と個人での話の中で市長申立を進めていくという流れになっていたんですが、そうではなくて、組織として、その市長申立をするべきかどうかの検討をすべく、行政の担当者はもちろん、その責任者、グループ長、課長、あとは支援者が1つの会議を開きまして、その方の状況だったりを共通して検討する場を昨年度から設けました。

実績としては、昨年度は途中から実施をした経緯もありまして、ケースとしては5件検討をしました。今年度に入ってから2件、検討の会議を設けているという状況にあります。まだ始まったばかりで、検討の内容だったり、どういう判断基準になっていくかというところは、まだまだ検討をしなければいけないところではありますが、そういう場を設けて、組織としての判断をしていくということを進めていきたいと思っております。

会長：ほかにございますでしょうか。

委員：ちょうど成年後見の話が出ましたので、今、全国的に利用促進事業ということで、成年後見利用促進事業の法制度にのっとって各市町村や中核団体がまさに動こうとしているというような流れがあると思いますが、磐田市さん、この市民後見人候補者養成講座、これを修了、修了者って方も修了しているということですね。修了されて、今現在、市民後見人さんがどのような活動を、もうされているのか、そ

れとも、すぐに後見人の業務ってなかなか難しいので、すぐにというところではないのかもしれませんがけれども、今後どのような予定というか、そういった見通しをされているのかというのを教えていただければと思います。

事務局：ありがとうございます。

市民後見人の養成講座は、平成30年度から行っていて、昨年度、令和元年度実施しまして、全体で17名の研修の修了者が誕生しております。

活動の内容といたしましては、平成30年度の修了者11名のうち10名が、社会福祉協議会が法人後見を請け負っておりますので、その法人後見の案件の支援員として活動をしていただいております。月に1回程度、個人のお宅だったり、その方が入所されている施設を訪れまして、資金の管理だったり、コミュニケーションを取ったりという活動を行っています。

平成30年度の方の活動としましては、6月時点で1年の活動を修了したということになります。令和元年度、6名の修了者に関しては、今年度から活動を見越してはいたところではありますが、今回のコロナの状況で、支援に就くことがまだできていないという状況であります。

今後の予定といたしましては、市民後見人の活動のモデルとしまして、全国的、それに静岡県のモデルの中では、やはり社会福祉協議会のもと、活動を続けていくということになります。社会福祉協議会が後見人の監督人になりまして、市民後見人が1人で活動する支援をしていく、さらに、監督人の社会福祉協議会だけじゃなくて、包括支援センターだったり、いろいろな機関が連携し合いながら、市民後見人を支えていきながらという活動を予定しているというところであります。

以上です。

委員：ありがとうございました。

社協の法人後見のもとで、指示や教育とか、それに従ったところで、市民としては働いている。一人立ちというようなところは、まだ考えてないということですね。もう市民後見人が、もう単独で後見人として働けるようになったら結構だと思います。

また、今回6人ということで、今後もこういった養成研修で市民後見人養成の講座を開いて、また、こういった方たち採用していくのかということはあるのでしょうか。

事務局：まず、一人立ちについてなんですが、やはり、後見人の仕事というのは多岐にわたりまして、ワンパターンの金銭管理だったりとかだけではなくて、書類を作成したりとかということもあります。ですので、全県的、静岡県内で言われているのが、1年ぐらいの経験を積んで、それで、個々のケースによるんですけども、内容に応じて一人立ちをしていくという判断をしていきたいと思いますというふうな流れになっておりますので、磐田市においても、今後、その方々の対応だったりとかケースに応じて、一人立ちというところを目指していきたいというふうに考えております。

また、今後の研修についてなんですが、やはり大本になるケースというのが社会福祉協議会の法人後見というところでありまして、社会福祉協議会の法人後見の件数が、現在、14件となっております。それに対して、今、修了者が16名ということで、既に後見の件数をオーバーしていますので、他市の事例でも、修了者を何人も出し過ぎて、ケースに就くことができない方がいるということもありますので、今年度に関しては、新たな養成は考えておらず、2年間で誕生した修了者の方のフォローをしていくということを考えております。

会長：引き続き、事業計画の御説明をお願いします。

事務局：それでは、令和2年度地域包括支援センターの事業計画についてです。

資料3をお手元に御用意いただければと思います。地域包括支援センターの事業運営方針は、資料3

ー1となります。

この事業運営方針の4ページに社会保障充実分の(1)在宅医療と介護連携の推進と(3)認知症施策の推進については、先ほど実績のところでも少しお話しさせていただきましたが、今年度は、回数の指定とかということではなくて、地域の実情に合わせた手法を取って実施していくということで、運営方針のほうを変えました。

ただ、コロナの影響もありまして、今までのやってきたところで見えてきた課題に対して、計画を各包括、昨年度から計画を考えていただいたわけですが、このコロナの状況で、今年はその計画どおりなかなかいかないといったところもありますけれども、地域の方と相談をして、できる方法を検討して、地位に密着した形で実施をしていく予定でいます。

市としまして、地域包括ケアシステムが効果的に推進できるように、全体の調整や後方支援、機能強化を図りながら、構築に向けた活動を推進できればと思っております。

各センターの事業計画は、運営方針に基づいて立案していただき、資料3-2に各包括支援センターごとに示してあります。

では、ここで、実際に各地域包括支援センターのセンター長から、今年度の重点的な取組みについて、7包括、発言をお願いしたいと思います。

事務局：まず、城山・向陽包括支援センターから御説明させていただきます。

実績でもわかるように、相談数は2,600件以上、そして、受付数も数が伸びています。来所できない方にも訪問件数を増やして、できるだけ相談を受けていきたいということを思っています。

個別総合相談については充実しているものの、現在、一人暮らし、高齢者世帯も増えています。また特に、男性のお一人様相談も結構来ていることもあり、城山・向陽包括支援センターの強みである男性職員2人というのも、強みとして、今後も相談に乗っていききたいなと思っています。

今年度は、地域の方との連携で地域ネットワークを一層広げていくということはもちろんですが、介護予防には、いろいろな方と協働で地域づくりを考えていけたらいいと思っています。

また、今年度もう一つ、先ほど御説明にもありましたけれども、コロナ後の世界、コロナ後の活動をどうしていくか。現在試行錯誤をしている最中なんですけれども、皆さんと相談しながら、フォーラム、カフェ、形を変えてぜひ実施していきたいなと思っています。

事務局：中部地域包括支援センターです。

今年度のテーマを「点と点をつなごう、今こそ新たなつながりの創出」ということで、つなぐということを中心に考える年にいたしました。新しい生活様式が提唱されて、包括支援センターの業務も実施方法を見直すことが必要となっています。基本的な感染予防対策を講じつつ、実施するためにはどうすればいいのか、交流やつながりを途切れさせないための工夫を今年度の状況を見ながら考え、提案していけるよう、包括内でも話し合いを重ねています。

その1つとして、私たちの担当する中泉地域の住民の方々が推進している小地域福祉ネットワーク活動という、地域で困り事を抱えている御家庭の発見や見守りにつながる活動を支援する事業として、本年度は地域の介護事業所と住民の交流会というのを計画しております。

これは、地域包括ケアシステムの基本となる生活支援域内の社会資源を住民の方々に知っていただくことで、身近な相談窓口として活用が進み、事業所はより地域に根差し、災害時なども協力がスムーズに行えるのではないかと考えています。

日常支援に関しても、地域住民の方々が立ち上げようとして活動や交流センターと住民の皆さんが共同で企画する活動をバックアップし、それぞれの活動点をつなぎ、連携させることで制度の輪を広げて

いきたいと考えています。

事務局：南部地域包括支援センターです。同じ事業所内に南部障害者相談支援センターがありますので、南部障害者相談支援センターと協力して、対象年齢や相談内容にかかわらず、常に開かれた相談窓口としての役割を果たしていきたいと思っています。

そして、法人変更して今年でまだ2年目ですので、地域の医療や介護の関係機関とのネットワークづくりの構築のほうを深めていきたいと思っています。

権利擁護業務のところでは、今年4月に社会福祉士の変更がありまして、まだまだ経験が浅い職員になりましたので、成年後見制度の活用窓口としての役割を果せるように、制度を活用できるスキルを職員3人とも身につけていかなければいけないと思っています。

虐待対応のところでは、虐待の発見、対応、予防が迅速に行えるように、関係機関とのネットワークの構築のほうに努めていきたいと思っています。磐田市のケアマネジャーさんやサービス事業所の方と、やはり虐待の判断のところの差と、話し合いとかしながら、一緒になって判断できるような形で少し関係をつくっていききたいと思っています。

また、虐待を受けている高齢者の対応とともに、虐待者・養護者に対しても、何らかの支援が必要な方というのが昨年感じられましたので、南部障害者相談支援センターと一緒に、協力して専門の病院とか支援のほうにつなげていきたいと思っています。

8050問題についても、南部障害者相談支援センターと事例検討したりしながら、一緒に連携してやっていきたいと思っています。

包括的・継続的ケアマネジメント業務のところですが、コロナのこともあるのでちょっと心配なんですけれども、長野地区のほうで12月12日に小地域ケア会議を開催する予定です。昨年、サロン活動のことでちょっと課題が、足がないとか、利用者さんが増えないとか、内容がマンネリ化になっているとかという課題は出てきましたので、今回は、自治会ごとに具体的な解決策について話し合いを持つ予定です。

あと、認知症のほうの支援ですけれども、認知症フォーラムを毎年2月にやっていたのですが、今回、ちょっとコロナのことがありますので、10月17日に、去年、地域の方がアンケートで栄養と認知症の予防みたいなものを聞きたいという話があったものですから、今、そちらのほうで計画をしています。

認知症の方を地域で支えるために支援体制をつくるためには、個別地域ケア会議を年2回は必ず開催して、役割分担をして、支援体制をつくりながら支援ができるようにしていきたいと思っています。

在宅医療・介護連携推進事業のところでは、ACPの普及活動ということで、一応11月16日に「人生会議を始める前に」ということで、講義とか、ちょっとコロナの関係でわからないんですけど、「もしばなゲーム」を一応やろうと思って、講師のほうはお願いしています。

事務局：豊岡地域包括支援センターです。

今年度のテーマと「家族の力、地域の力を強化し、共にめざそう健幸な豊岡」としました。現在のコロナの影響で、介護においても、改めて家族の力の大切さというのを考えさせられることが幾つかありました。ふだん私たち、利用者さんの相談は、お嫁さんや娘さんが窓口になることが多かったんですけども、ここの3月から6月の相談や訪問では、今に息子さんがいて、今までお会いしたことなかった息子さんとお話する機会ができたり、「息子さんは、親の介護にとっても積極的になったよ」という声も聞いたりすることもありました。

あと、県外に住んでいるお子さんがしばらくこちらに来て、帰ってきて、一人暮らしの親なんですけれども、介護をしていた家族とか、反対に県外から帰ってこられなくて、心配して頻回に電話を、連絡

をくれる家族ですとか、本当に今も入院・入所にも家族の面会が制限されるというような、いろいろな家族を目の当たりにしまして、再度、家族の力の必要性・重要性というのを改めて感じる事ができました。

また、高齢者からも、今までは外出や交流が制限されてどこへも行けないということで、「こう孤立しちゃうよ、閉じ籠もり傾向になっちゃったよ。早くサロンや体操教室に行きたいよ」という声も多く聞かれています。今まで私たちは、外出や人との交流とか社会参加を積極的に進めてきたんですけども、今後は、やはり大勢で活動するのではなくて、少人数で、距離を意識した活動へと工夫していきなさないなというのは感じております。

そんな中で、小さい単位での仲間づくり、地域づくりというのが必要なのではないかなと思っていて、そういう中でも家族の力、地域の力を強化する働きかけができればいいかなと思っております。

あとまた、去年、私たち豊岡包括では、豊岡地区の課題として、糖尿病が多いということに対して、「糖尿病のないまちを目指して」という目標で、「豊岡 みんなで健康を目指したい」というものを立ち上げて、ウォーキングイベントを再開しました。

包括主催の小地域ケア会議では、問題意識を高めることはできるんですけども、住民全体の意識を高くするという事はなかなか難しく、やはり市の高齢者支援課ですとか健康増進課、社協、交流センターと連携して、社会参加促進講座等を共同開催することで、本当に興味のある人の掘り起こしですとか、自分自身の健康とか、地域全体の健康を考えるという、そんな機会につながりました。住民が自分の地域に関心を持ってもらえたことというのは大きいかなと思って、当初の目標以上の多くの成果が得られたのかなということを実感しております。

残念ながら、4月以降、ウォーキングイベントもちょっとコロナの関係で延期になってしまっていますけれども、それ以外に、1人の住民の提案で、いつでも、どこでも立ち寄れる居場所があるといいねということで、「フラット・パーク」というものを立ち上げました。2月に1回、お試し開催をしたんですけども、これもコロナの影響で、3月以降、本開催が延期となっています。本当に立ち上げて、そのままコロナで、ちょっと継続できていないというのは残念なんですけれども、今後、この両方の事業も、コロナの状況を見て、方法を工夫しながら開催できるようにしていきたいなと思っています。

豊岡包括としては、地域の方の生の声を拾い上げて、課題を明確にして、住民同士のつながりや関係機関との連携を大切にして、健幸な豊岡をめざしていくという活動を今年も進めていきたいなと思っています。

あと、豊岡地区も他地区と同様に、複合問題を抱える事例がたくさんあります。増えております。他機関と連携を取りながら、解決できるよう進めていきたいなと思っています。

事務局：豊田地域包括支援センターです。

昨年度からのコロナウイルスと、うちの新任が専門職6名、事務員2名という8名の大所帯になったということも踏まえまして、まずは、自分たちのセンター機能を見直すということで、本年度、取組みとして2本の柱を立てました。

1つ目としまして、チーム力を高める。これは、センター内の総合相談体制の整備と対応力の強化を目的としています。

総合相談は、包括業務の基盤的役割を果し、全ての業務の入り口となります。相談内容が複雑化している背景から、対応の遅れや連携ミス、緊急性が見逃し等の支障が生じることや、職員のバーンアウト等のリスクの発生も想定されます。昨年から現職した2名の新人職員の人材育成とともに、経験のある職員を含め、チームメンバーの実践力向上を図っていく課題があります。課題に向けて、3つの実践を

していきます。

1つ目としまして、毎朝のミーティングを、情報共有機能だけでなく、トリアージ機能として位置づけ、全館としての方針を決めていきます。

2つ目としまして、毎月1回、ケース会議を行い、担当者の迷い、悩み等を共有し、フォローとセンターとしての進行管理機能を持たせます。

3つ目としまして、年2回、包括内で事例検討会、グループスーパービジョンを行ないます。対人援助職として利用者に対して実施するアセスメントと同時に、援助者として自分自身が置かれている状況のアセスメントを行うことが必要になります。自身の援助枠を意識し、自分自身の支援を振り返る機会を持ちます。

2つ目としまして、地域マネジメントに向けての多職種との連携。

これは、地域の実態把握、課題分析ができる土壌づくりを目指していきます。把握が必要であると想定されるケースの実態把握を行い、活動から体感したことを包括内で協議をしていきます。

また、必要なケースを個別地域ケア会議につなげ、地域課題を意識した検討をしていきます。地域福祉協議会ごとに担当者を配置しているため、社協の地区担当者と連携を取り、住民からの情報や課題を集めていきたいと思っています。

事務局：竜洋地域包括支援センターの報告をします。資料を御覧ください。

令和2年度のテーマは、「ネットワーク力を高めて、事例の課題解決に向けて協働で取り組む」としました。

竜洋包括は、これまで困難事例を多く挙げながらも、比較的解決率が低く、膠着状態で、包括や居宅中心に継続支援をしていくという状況がありました。初動はチーム力で対応し、広く専門職と連携して解決につなげる取組みをしていますが、手詰まりとなり、支援の道筋は見通せていても、何かしらのきっかけがないと、ハプニングが起きないと次に進めないという保留事例があります。こうした事例に年単位で向き合い、いつでも始動できるように、ニュートラルな体制で待機しているという消極的な取組みを一步進めたいと思っていました。

また、包括経験10年以上の職員が半数の竜洋包括は、近年、チーム力向上に努めてきたところで、今年度はさらにステップアップをしてネットワーク力を高めること、また、新たな支援者、支援機関を開発して、連携する力、福祉課、高齢者支援課の各グループ、障害者相談支援センター、こども・若者相談センターなどと実効性のある連携をして、粘り強く協働して課題解決する力を高めたい。結果、解決率を高めたいと考え、今年度のテーマとしました。

困難事例対応については、お話ししたとおりですが、そのほかの具体的策としては、困難になる手前での事例把握や早期の対処を目的に、民生委員さんと介護・障害関係者と、地区の住宅地図を見ながら、高齢者、障害者の情報共有をする検討会や包括職員が訪問する実態把握などを計画しています。

また、多職種連携の「竜洋地域・地域医療を支える専門職の会」から、竜洋住民への応援メッセージのビラ作成、配布・配置、そのメッセージの出前講座などを計画しています。

事務局：福田包括です。本年度、「『自ら考え、取り組む』を支援する。」をテーマにしました。

在宅医療・介護連携推進事業については、昨年度実施した『福田で生きる～大切な人達と人生のしまい方を考えましょう～』、テーマ「あなたが考える これからのこと」の続編として、より具体的に自身のこれからのことを考えるきっかけづくりを行なえるよう、終活ノートの活用を含めた内容を予定しています。

また、認知症総合支援事業においては、今は中止中ですが、認知症カフェの開催、認知症サポーター

養成講座、認知症フォーラムについては、認知症を予防することだけではなく、認知症の進行を遅らせ、重度化予防をすることが大切と考え、必要な取組みを自ら考えるきっかけづくりになるよう内容を検討しています。認知症になっても、生まれ育った地域で安心して暮らせるような地域づくりと住民の皆様の理解の啓発を行うとともに、自ら始める認知症予防として、地域で取り組まれているサロンや居場所などの皆様と連携しながら、運動機能へのアプローチや社会参加の促進にも力を入れていこうと考えています。

「自ら考え、取り組む」ことは、1人では難しいこともあると思いますので、一緒に考える支援をできたらよいと思っています。

また、複合的な課題を抱えている家族や生活困窮の相談が非常に増えてきています。ワンストップサービスとワンチームの支援の強化も図っていきたいと思います。

事務局：ありがとうございました。

それぞれ地域のつながりですとか、専門職のつながり、それから、包括の中のつながり、一人一人の力量の強化、そして、中のネットワークといったところで、本当に包括が今までに見えてきた課題というのがいろいろある中、それぞれ今年度の重点をお話ししていただきました。

どの包括においても、この重点事項の推進といったところでは、今まで培ってきたネットワークの強化、それから、地域の特性やその強みといったところを生かしながらの地域包括ケアシステムの互助・共助の部分において取り組む計画となっております。

センター長の皆様、ありがとうございました。

資料3-3、こちらが今年度の地域包括支援センターの収支予算書を載せております。御確認ください。事業計画について、以上でとなります。

会長：今、地域包括支援センターの実績報告並びに今年度の事業計画について御説明いただきまして、途中で少し御質問もいただいたところですが、もし、なお追加での御質問があればお願いしたいと思います。

よろしいようでしたら、次の議事、3番に移りたいと思います。

第8期介護保険事業計画策定について、お願いします。

事務局：冒頭、健康福祉部長からありましたとおり、今年度の介護保険運営協議会では、次の期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について協議をしていただきますので、そのことについて説明させていただきます。

なお、前年度に引き続きの方以外の委員の皆様のお手元に、現行の計画を配らせていただきましたので、今後の参考としていただきたいと思います。それでは、資料4を御覧ください。

まず、1番の高齢者保健福祉計画とは、老人福祉法に基づく計画で、確保すべき老人福祉事業の量の目標、その確保の方策などの必要事項を定めることとされております。

2番の介護保険事業計画とは、介護保険サービスと地域支援事業を実施するため、必要なサービスの内容や量、その提供体制の整備を定めることとされています。こちら、3年を1期として定めております。

3番の計画の位置付けですが、第6期介護保険事業計画から、地域包括ケアシステム、これがですね、「医療や介護が必要となった状態でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制」、こちら、地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括ケア計画として位置づけられ、団塊世代が75歳を迎える2025年までに段階的に構築することとされております。

これを踏まえまして、令和3年度からの第8期計画では、市の総合計画や地域福祉計画、同時改定さ

れる静岡県長寿社会保険福祉計画との整合を図りつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を中心とした内容を検討しています。

4番、下の図についてですが、第8期計画が令和3年度から5年度までの計画期間であることと、県の長寿社会保険福祉計画と同時改定であることを示した図となっております。

次のページを御覧ください。

計画策定の課題といたしまして、①から⑤について課題がありますので、一体的に事業を進め、「住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会」と「持続可能な介護保険制度の運営」を目指して検討並びに取り組むこととなっております。

6番のサービス見込量の設定ですが、1つ目に、高齢者人口、要支援・要介護認定者数について、将来推計を行ないます。

2つ目に、介護予防・生活支援総合事業の実施効果について、先ほど資料1で報告があったような実施状況を分析してまいります。

3つ目、4つ目の高齢者福祉サービス、介護サービスの見込みは、これまでのサービス利用の実績と高齢者の意向を踏まえて立てていくこととなります。

次のページは、計画策定に当たっての国の方針です。

前のページ、5番の課題と併せまして、それぞれの項目について検討を進めて、磐田市に合った計画を策定していきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、次のページを御覧ください。

こちらは、計画策定のスケジュールとなっております。

本日の第1回の会議以降、表に記載のような日程で会議を予定しておりまして、策定作業を進めて、10月には素案について、12月にはパブリックコメントを実施、1月には最終案を固め、条例改正等を行うという運びとなっております。

なお、一番下に地域ケア会議として、3月に運営協議会の中で開催を予定しております。

次のページの磐田市高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果の資料を御覧ください。

こちらは、本日、お手元にお配りしました白い冊子です。「磐田市高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査」から幾つかの項目を抜粋し、比較したものとなっております。

こちらのアンケート、計画策定のために昨年度実施したものとなっております。

冊子、報告書の1ページ目に調査の概要、2ページ目から44ページ目までが介護認定者状態調査の6、高齢者が対象の一般高齢者の調査結果、45ページから82ページまでが、事業対象者が対象の調査結果、83ページから121ページまでが要支援認定者が対象の調査結果、138ページから157ページまでが在宅の要介護認定者が対象の調査結果となっております。途中の122ページから137ページについては、生活機能評価等に関する分析となっております。

途中出ました多くの説明といたしまして、事業対象者というのが、先ほども説明ありましたが、基本25項目の基本チェックリストを実施して、日常生活の自立のために支援や予防の事業が必要な方を指しております。

それでは、調査の概要になります。

調査対象は、一般高齢者2,000人、事業対象者286人、要支援認定者1,000人、要介護認定者1,500人を対象に調査を実施しました。

調査期間は、令和2年1月28日から2月10日までとなっております。

有効回収率は、一般高齢者が66.8%、事業対象者が74.8%、要支援認定者が66.2%、要介護認定者が

54.1%でした。

調査結果についてですが、介護・介助が必要となった主な原因についての質問項目では、グラフのとおり結果となっております。

介護認定が必要な要支援者の回答では、「脳卒中」の割合が高くなっています。また、「高齢による衰弱」の回答が両方で多くなっているため、フレイル予防や介護予防が重要になると考えられます。

次の「地域での活動への参加状況や、次のページ、地域住民によるグループ活動に参加してみたいか」では、何らかの介護・支援が必要な状況になるとともに、活動への参加や参加の意欲が減ることが傾向としてわかるかと思えます。

次に、「健康についてどのようなことが知りたいですか」の項目では、関心が高い項目を抽出してグラフにまとめました。認知症予防については、共通して最も高い関心があることがわかります。

「介護予防や生きがい活動を支援するサービスで利用したいと思うもの」については、要介護者も含めた4つの区分を比較したグラフとなっております。回答が多かった項目への対応や、それぞれの状態の差について、今後、分析をしていきたいと思えます。以上が、高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査の結果抜粋となっております。

その他のアンケートの項目からも、介護や認知症の予防に対して注目が高いことから、計画策定への反映も検討しております。今後、運営協議会の場で計画策定を進めていきますので、皆様の御経験や配布する資料などから、計画について御意見をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

会 長：それでは、質問等がございましたら、お願いしたいと思えます。

委 員：このアンケート調査で、18ページから21ページまでであるところに、「趣味がある」、「思いつかない」、「無回答」とあるんですが、例えば、「週4回以上趣味がある回数」。どういうことでしょうか？「思いつかない」というのは、これはどういうように考えていいのかわかりたいと思えますか。

事 務 局：17ページ一番下に問39というのがあります。ここで「趣味はありますか」というふうに聞いていて、「趣味がある」、「思いつかない」、「無回答」というふうに答えていてくれて、その中で、「ボランティアのグループの参加」というところに印をした人が、どんな構成割合かというような、ここに出ているような状況です。アンケート項目とグラフが一緒になっているとちょっとわかりやすかったかもしれないですね。

事 務 局：言えることは、多分、「思いつかない」という方は、あまり参加の頻度が低いというふうなところで読み取れるのかなと思えます。

会 長：ほかにございませんでしょうか。御質問がないようでございますので、では、次、4番、事業計画にかかる事業者選定ということで、お願いいたします。

事 務 局：それでは、第7期介護保険事業計画に係る事業者選定について、御説明させていただきます。

本市では、介護保険事業計画に基づきまして、本年度までに地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護施設を2施設、看護小規模多機能型居宅介護施設を1施設、計3施設の基盤整備を目指しています。計画に沿って公正かつ円滑に整備の推進を図るため、本市が整備を予定する地域密着型サービス施設を整備する事業者を公募により選定するものでございます。

小規模多機能型居宅介護施設は、通いを中心として利用者の容態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供することで、居宅における生活の維持を支援できる施設でございます。

また、看護小規模多機能型居宅介護施設は、医療技術の高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加えまして、必要に応じて、通い、泊まり、訪問で看護の措置が提供できる施設

となっております。

施設整備の事業者の公募につきましては、平成30年度と令和元年度にそれぞれ1回ずつ実施しております。3施設の計画に対しまして、現在までに小規模多機能型居宅介護施設が1施設、開設しております。そこにとどまっているというところがございます。このため、残りの2施設について、今年度も引き続き、事業者募集を6月15日から今月の15日までの間で公募を実施しております。

結果としては、15日になったらわかるんですけども、現在までに何件か問合せをいただいております。しかし、まだ、実際の応募はない状況でございます。

会長：ただいまの御説明について、何か御質問がございますでしょうか。

よろしいようでしたら、本日最後の5番ですよね。地域包括支援センター介護予防一部委託についてということで、御説明をお願いします。

事務局：資料の5になります。

事業体調査と要支援者のケアプランに関しては、地域包括支援センターが立てることになっておりますけれども、地域包括支援センターの本来の業務に支障がないよう、公正性の確保をして、一部を居宅介護支援事業所に委託することができるようになっております。

今回、新しく委託をしましたのが、この資料の事業所となりますので、報告のほうをさせていただきます。

会長：このことについて、何か御質問はございますでしょうか。

では、御質問ないようですので、以上で、本日予定しました議事は終了ということでございますが、全般について、もし御意見等ございましたら、お伺いをしたいと思います。

では、なさそうですので、これで議事を終了させていただきたいと思います。

皆さん、御協力、大変ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

最後に、その他ということで、事務局のほうから連絡事項がありますので、お願いします。

事務局：御審議のほう、どうもありがとうございました。

今後の予定について、お話させてもらいたいと思います。

次第の裏に、第2回が10月の8日ということで予定しております。

先ほど資料4の中で、計画のスケジュールというものをお示したときに、8月のところに計画の概要についてということで、実は8月にもこの会をやって、計画策定のこと御協議いただきたいわけですけれども、できるだけ会議の数を減らしたほうが、この時期なのでいいかなということで、次の10月に素案というような形を、そこまで作り上げて、皆さんの御意見をいただきたいなというふうに思っています。

ついでに、それまでの間に、先ほどのアンケート、委員の方からもお話あったとおり、この結果だけだと、何かなかなかぴんとこないところがあるものですから、今日の会議の会議録を皆さんのほうへ郵送で送りますので、そのときに、実際にみんなに配ったアンケート用紙も送らせてもらいます。そうすると、アンケート用紙を見ながらだと、こちらの状況が非常にわかりやすいかなと思いますので、参考にしてもらえればと思います。

また、これを見ている中で、よく目立っているものというのは、先ほども説明があったですけども、認知症予防のことに興味を持っている方がとても多いということです。そういったようなところを重点、認知症予防ということは、要は介護予防ですよね、体を動かすだとか、頭を使うだとか、そういったようなものにみんな興味を持っているということが多くありますので、そのようなものを早期、早い

段階からやっていくというような計画にしていきたいなという大きな絵は描いてはいるところですが、そこにプラスアルファで皆さんからの何か気になることがあれば、御連絡いただければ、そういったようなものも参考にしていけたらなというふうに思いますので、また、今日の会議録が届いたら、アンケート用紙と一緒にまた取って見てもらいながら、何か気になることがあったら、お知らせいただけるとうれしいなというふうに思っています。

事務局：本日は、御意見いただきまして、ありがとうございました。

では、以上で、介護保険の運営協議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。